

第3章 イギリス

1 概観

イギリスにおける人口の高齢化は、比較的緩やかなテンポで進んでいるが、2050年には、高齢化率は23.2%に達する見込みである。また、少子化はここ数年で底を打ち、今後緩やかに出生率は上昇に向かうとされているが、2050年においても合計特殊出生率は、2には達しない見込みである。

公的年金の支給水準はEUの中でも低い水準にあり、老後の生活保障としては十分であるとは言えないものであった。ブレア政権は、女性の年金の支給開始年齢を段階的に65歳まで引き上げ、年金の繰り下げ支給制度を拡張し、その代わり年金の繰り下げを行った者に対しては支給額を増やし、高齢者の就業意欲を高め、将来的により多くの年金を受け取るにより安定した老後を送れるようにする改革に取り組んでいる。また、イギリスにおいては、老後のための貯蓄率が低くその意識も低いことから、年金制度改革の一貫として、老後のための強制的な貯蓄制度を創設することによって老後の生活を安定させることとした。

また、疾病やけがなどで就労することができない者が受給することができる就労不能給付は、期間に制限なく受給することができるため、1度受給を開始すると就労に復帰することがなくなる者が多く、高齢者の早期引退を促進していると言われている。

このため、就労不能給付の改革を行い、本当に就職することができないかなどの審査要件を定め、就職できる可能性があると考えられた者に対して、訓練や就職活動などに対する支援プログラムを行うとした法案を提出した。また、ニューディール50+により、高齢者の再就職を支援し、年金の支給開始年齢の繰り下げによって支給額を増やす機会を与えることなどの政策により、高齢者の就労意欲を向上させ、高齢者の就業の促進を図ろうとしている。また、事業主に対しては、エイジポジティブなどのキャンペーンにより、高齢者雇用の優良企業に対する表彰を行ったりすることで、企業による高齢者雇用の積極化を図ろうとしている。

年齢差別の禁止に関しては、2000年11月のEU一般雇用機会均等指令採択以降、年齢差別の禁止に係る国内法の整備に取り組み、2006年10月に2006年雇用均等(年齢)規則が施行された。これにより、年齢を理由とした解雇や、採用、研修などあらゆる職場における差別が禁止される。

イギリスにおける高齢者の就業率は、年々上昇傾向にあり2005年には56.8%に達した。EU諸国の中でもその就業率は高いとされている。今後は、各制度や支援政策における相互の関連性を明確化し、訓練や支援政策間の重複をなくし、さまざまな支援策や制度を相互に有機的に関連させることにより、さらに高齢者の就業意欲及び就業率を高めていこうとしている。それとともに、年金制度改革により老後に対する個々人の貯蓄率を高め、年金制度の充実を図っていくことを目標に、さらなる改革が行われていく予定である。

2 高齢者をめぐる人口・労働市場の動向

(1) 人口の動向

a 将来の人口に係る推計

イギリスの人口は、今後もゆるやかに増加していくことが見込まれている。

高齢化率は2030年には20%を超え、2050年には23.2%に達すると予測されている。

〈表1-25〉イギリスの人口の推移

	(千人、%)									
	2005	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050
人口	59,668	60,517	61,417	62,491	63,663	64,693	65,471	66,060	66,580	67,143
高齢者人口	9,525	9,981	11,099	11,740	12,620	13,867	14,924	15,282	15,330	15,558
高齢化率	16.0	16.5	18.1	18.8	19.8	21.4	22.8	23.1	23.0	23.2

資料出所 国連 "World Population Prospects: The 2004 Revision" の中位推計
(注) 高齢者人口及び高齢化率は65歳以上

b 合計特殊出生率の推移

イギリスの合計特殊出生率は、1960-65年をピークに減少が続いていたが、2003年以降3年連続で上昇した。

〈表1-26〉 イギリスの合計特殊出生率の推移

年	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
合計特殊出生率	1.74	1.71	1.73	1.72	1.71	1.68	1.65	1.63	1.63	1.71	1.77	1.79

資料出所 イギリス国家統計局

(2) 労働市場の動向

a 高齢者の引退年齢

イギリスの公式引退年齢(公的高齢年金を満額受給可能な最低年齢)及び実引退年齢(40歳以上の者が労働力を離れた(継続就労の意思なく退職)年齢の平均値)は下記のとおりである。実引退年齢は男性で63.0歳、女性で61.6歳であり、OECD平均やドイツ、フランスに比べより遅い時期まで就労を続けていることが分かる。

〈表1-27〉 実引退年齢及び公式引退年齢

(歳)

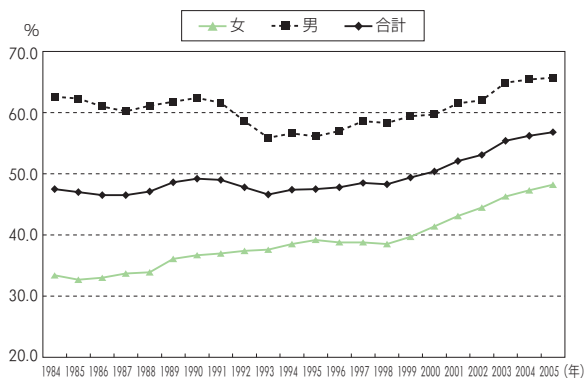
	実引退年齢 (1999～2004年)		公式引退年齢 (2004年)	
	男性	女性	男性	女性
アメリカ	64.2	63.1	65.3	
イギリス	63.0	61.6	65.0	60.0
ドイツ	61.3	60.6	65.0	
フランス	59.3	59.5	60.0	
OECD諸国平均	63.2	61.8	64.0	62.9

資料出所 OECD事務局(雇用労働社会問題局)資料

b 高齢者の就業率の推移

イギリスの高齢者の就業率は、1990年代半ば以降着実に上昇している。2000年にはEUが目標とする50%を上回っており、2005年には男女計で56.8%に達している。

〈図1-13〉 イギリスの高齢者(55-64歳)の就業率の推移

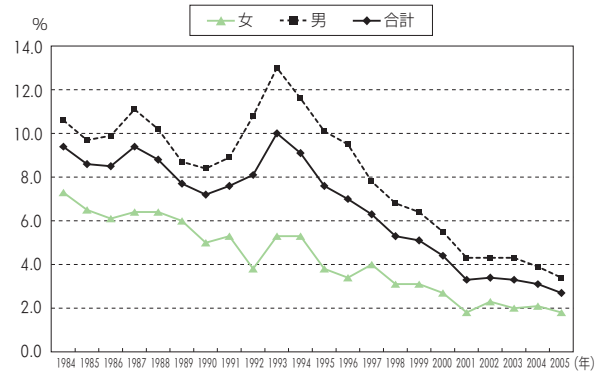


資料出所 OECD "Labour Market Statistics-INDICATORS", "Employment Outlook 2006"

c 高齢者の失業率の推移

イギリスの高齢者の失業率は、1993年をピークに低下を続けている。2005年には男女計で2.7%となった。

〈図1-14〉 イギリスの高齢者の失業率の推移



資料出所 OECD "Labour Market Statistics-INDICATORS", "Employment Outlook 2006"

3 高齢者の引退と社会保障制度

(1) 概要

2(2)aで見たとおり、イギリスの労働者の実引退年齢は、男性で63.0歳、女性で61.6歳であり、OECD平均やドイツ、フランスに比べより遅い時期まで就労を続けていることが分かる。

これは、大陸ヨーロッパ諸国と異なり、年金の繰上げ支給が認められておらず、早期引退を誘引する制度が少ないことをその一因として挙げることができる。

もっとも、就労不能給付(Incapacity Benefit)を受給する高齢労働者数が近年増加しており、こうした事態に対応するため、イギリス政府は同給付制度の抜本的な改革方針を打ち出している(6(2)参照)。

また、公的年金については、2005年4月から、繰下げ支給を選択する労働者に対する割増支給率を引き上げ、就労継続に対する誘因を高める一方で、支給開始年齢を、現行の65歳(男性)を将来的に68歳にまで引き上げる方針を打ち出しており(6(1)参照)、制度面から就労促進を図ろうとしている。

(2) 老齢年金制度

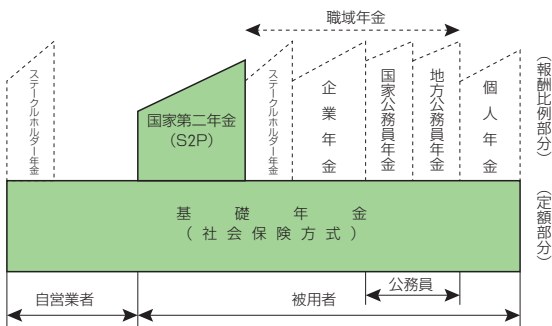
a 公的年金制度の概要

(a) 制度体系

国民保険制度(National Insurance)の中に含まれる公的年金制度は2階建てとなっており、1階部分は被用者・自営業者を通じた共通の基礎年金(Basic State Pension)、2階部分は被用者のみを対象とした国家第二年金(S2P: State Second Pension、2002年より従来の所得比例年金(SERPS)から変更)である。義務教育終了年齢を超えるすべての就業者(所得がない又は一定額以下の者を除く)は基礎年金に加入する義務がある。

職域年金・個人年金の加入者は2階部分の適用除外(contracting out)が認められている。

〈図1-15〉年金制度体系



(b) 根拠法令

社会保障拠出・給付法(Social Security Contributions and Benefit Act)及び2004年年金法(Pensions Act 2004)である。

(c) 管理運営主体

管轄官庁は、雇用年金省(Department for Work and Pensions)、英国歳入関税庁(HM Revenue & Customs)である。

実施機関は、英国歳入関税庁(HM Revenue & Customs)及び年金サービス庁(Pension Service)である。

(d) 被保険者

基礎年金及び国家第二年金(S2P)の適用対象者

は下記のとおりである(数字は2006～2007租税年度)で計算)。

〈表1-28〉年金制度の適用対象

	被用者	自営業者	無業の者
基礎年金	○最低所得額(Lower Earnings Limits: LEL)=週84ポンド ^(注1) (約16,831円)以上の所得のある16歳以上の者は強制加入 ○上記の条件を満たさない低所得者は任意加入	○年4,465ポンド(約894,652円)以上の所得がある16歳以上の者は強制加入 ○上記の条件を満たさない低所得者は任意加入	○任意加入(ただし、給付については老齢年金のうちの基礎年金と遺族年金のみ)
国家第二年金(S2P)	○基礎年金に強制加入の者は国家第二年金も強制加入 ○国家第二年金以外の適用除外職域年金又は適格個人年金への加入を選択した場合は免除	適用なし	適用なし

(e) 財源

基礎年金及び国家第二年金は、包括的な単一の社会保険制度である国民保険(National Insurance)に含まれる。後述する求職者給付(Jobseeker's Allowance)及び就労不能給付(Incapacity Benefit)も同様である。よって、これらの給付に係る保険料は一括して徴収されることになる。

ア 保険料率

職域、所得等により、国民保険の保険料率は異なる(以下の数字は2006～2007租税年度)。

(ア) 第1種保険料(被用者)

基礎年金と国家第二年金を含む国民保険の保険料率は、被用者が11.0%、事業主が12.8%である。国家第二年金に加入しない場合は、被用者が9.4%、事業主は9.3%(週645ポンドを超える分は12.8%)となる。

対象となる賃金は、週97ポンド(約19,436円)を超える部分である。被用者は、97ポンドを超え、645ポンド(約129,239円)までの部分については11%(国家第二年金に加入しない場合は9.4%)、645ポンドを超える部分については1.0%(国家第二年金に加入しない場合も同様)を負担する。

なお、週当たり84ポンド(約16,831円)以上97ポンド以下の者は、実際には保険料納付義務はないが、保険料納付実績記録の上では保険料を納付したものとみなされる。

(イ) 第2種保険料(自営業者)

自営業者の保険料は、定額で週2.10ポンド(約421円)である。ただし、所得が年4,465ポンド(約894,652円)未満の者は、保険料の支払いが免除される。

(ウ) 第3種保険料(任意加入者)

任意加入者の保険料は、定額で週7.55ポンド(約1,513円)である。

(エ) 第4種保険料(高所得の自営業者)

高所得の自営業者の保険料は、週2.10ポンドに加え、所得のうち、年5,035ポンド(約1,008,863円)以上33,540ポンド(約6,720,410円)未満の8%、それ以上の部分につき1%。

イ 国庫負担

原則なし。ただし、政府は、給付財源が不足する場合には、給付に要する費用の17%までの国庫補助を行うことができる。

(f) 受給要件

ア 支給開始年齢

支給開始年齢は、退職したかどうかにかかわらず、男性65歳、女性60歳である。ただし、女性については2010年から2020年にかけて段階的に65歳に引き上げられる。

イ 最低加入期間

最低でも、満額給付を受けるために必要な期間(男性44年、女性39年)の4分の1以上の加入期間(男性11年、女性9.75年)が必要である。

(g) 給付内容

ア 平均支給月額

基礎年金は満額(男性では44年間の保険拠出要件

を満たした場合)で週84.25ポンド(約16,881円)(2006年)となっている。

2004年3月時点における被用者など本人拠出に基づく年金を受給している者(category A)の週あたり公的年金額(基礎年金、国家第二年金等の合計)は、平均で91.41ポンド(約18,316円)である。

なお、①80歳以上の者で、②請求時にイギリス国内に居住しており、③60歳以降の連続した20年間のうち10年以上イギリス国内に居住している者で、④基礎年金の受給権がない、又は週当たりの拠出年金額が週50.50ポンド(約10,119円)未満の者については、無拠出で老齢年金(週50.50ポンド(単身者))を受給できる。減額された基礎年金を受給している場合には、基礎年金と50.50ポンドとの差額が支給される。

イ 所得代替率

OECDのレポート”Pension at the Glance”によれば、平均的な賃金水準にある労働者が受給できる年金(強制適用のものに限る)の所得代替率(税控除後)は47.6%(男性)である。

(h) 繰上げ・繰下げ支給

繰上げをすることは認められていない。

繰下げは2005年4月から無制限に可能である(それ以前は、最大で5年間の繰下げまでしか認められていなかった)。繰下げをした場合の年金の受給方法には、特別国家年金(extra State Pension)及び一時金(lump-sum payment)の2つの方法がある。それぞれの内容は以下のとおりである。

ア 特別国家年金

増額国家年金を得るためには、少なくとも5週間、年金受給開始時期を繰り下げなければならない。年金受給開始時期を5週間繰り下げることにより、年金給付額が1%増額される。その結果、年金受給開始時期を1年繰り下げることにより、受給額が10.4%程度増額されることになる(2005年4月より前までは7.5%であった)。

イ 一時金

一時金を得るためには、少なくとも12か月間、年金

受給開始時期を繰り下げなければならない(ただし、2005年4月6日以前の期間を含めることはできない)。一時金は、(予定されている)国家年金の週当たり支給額を基礎に、利子を付加して算出される。利率は、イングランド銀行の基本利率に2%上乗せされる(例えば、基本利率が4.5%であれば、利率はこれに2%を上乗せした6.5%となる)。イングランド銀行の基本利率の変更に伴い、一時金の利率も変化することとなる。

(i) 在職老齢年金

在職の場合も年金は減額されない。

(j) 給付実績等

2004年3月時点で退職給付(公的老齢年金)受給者は、全体で1,139万人おり、うち被用者など本人拠出に基づく年金を受給している者(category A)は、771万人である。

b 年金クレジット(Pension Credit)

(a) 概要

年金クレジットは、高齢低所得者に向けた最低保障給付であり、税財源に基づく補足的な給付という側面を有するとともに、受給者に対して貯蓄インセンティブを持たせようとする機能も有している^(註2)。

2003年に導入され、それまでの高齢者向けの税財源による最低生活保障(Minimum Income Guarantee、1999年創設)を、より緩い基準で受給できるようにした。具体的には、資産制限をなくし、所得制限のみ(ただし、資産の一部が所得として評価される)としている^(註3)。

60歳以上の者を対象とする保障クレジット(Guarantee Credit)及び65歳以上の者を対象とする貯蓄クレジット(Savings Credit)からなる。

(b) 根拠法令

2002年国家年金クレジット法(State Pension Credit Act 2002)及び2004年年金法である。

(c) 管理運営主体

管轄官庁は、雇用年金省、英国歳入関税庁である。
実施機関は、英国歳入関税庁及び年金サービス庁

である。

(d) 対象者

60歳以上の者が対象である(夫婦の場合、いずれかが60歳以上であれば対象者となる)。

60～64歳の者は保障クレジットの対象となり、65歳以上の者は、これに加えて貯蓄クレジットの対象となる(夫婦の場合、いずれかが65歳以上であれば対象者となる)。

なお、2010年以降は、女性の年金支給開始年齢の引上げと同様に、年金クレジットの支給開始年齢も引き上げられる。

(e) 財源

国庫負担による。

(f) 受給要件及び給付内容

ア 保障クレジット

60歳以上で、週の収入が単身者で114.05ポンド(約22,852円)、夫婦で174.05ポンド(約34,874円)未満であれば受給資格がある。

資産については、6,000ポンド(約1,202,220円)(介護施設にいる場合は10,000ポンド(約2,003,700円))を超える場合、超える部分の500ポンド(約100,185円)までごとに、1ポンド(200.37円)の収入が発生していると評価される(例えば、7,800ポンド(約1,562,886円)の資産がある場合、4ポンド(約801円)分が収入として評価される)。

給付額は、これらの資格条件までの差額である(扶養義務者、重度障害者等については加算金がある)。

イ 貯蓄クレジット

保障クレジットは年金生活者の収入が増えるとその分だけ支給額が減ることから、老後に備えて貯蓄する意欲を阻害する欠点がある。この保障クレジットの減少分を補い貯蓄の労に報いるため貯蓄クレジットが設けられ、一定範囲の収入がある者に対し支給されることとなった。

65歳以上で、週の収入が単身者で84.25ポンド(約16,881円)以上159ポンド(約31,859円)以下、夫婦で

134.75ポンド(約27,000円)以上233ポンド(約46,686円)以下の者は、保障クレジットに加え、貯蓄クレジットを受給することができる。

上限額は、単身者で週17.88ポンド(約3,583円)、夫婦で週23.58ポンド(約4,725円)である。

(g) 給付実績等

2006年2月現在年金クレジットを受給している者は271万人おり、うち保障クレジットのみ受給している者が77万人、貯蓄クレジットのみ受給している者は60万人、両方受給している者は133万人となっている。

c 私的年金

前述のとおり、イギリスの公的年金制度は基礎年金の上に国家第二年金が上乘せされる二階建て方式となっている。このうち、国家第二年金については、職域年金又は個人年金の加入者については適用除外(contracting out)が認められている。

もっとも、特に加入促進が期待されていた中間層について、企業年金や個人年金への加入は十分に進まなかった。その原因として、企業年金に関しては、①転職すると不利な設計、②企業年金を持たない中小企業も多いこと、③被用者でないと加入できない等の問題があった。また、個人年金に関しては、①保険料が割高

であること、②失業中でも保険料の納付義務があること等の問題があった^(註4)。そこでイギリス政府は、1999年及び2000年に成立した関連二法により、主に中低所得者向けの二階部分の新たな選択肢として、管理費用を縮減することにより保険料を低額に抑えた確定拠出型個人年金であるステークホルダー年金(Stakeholder Pension)を創設した(2001年4月発売開始)。

高齢者の就業促進との関係では、2010年4月までに、企業年金及び個人年金の受給を開始できる最も若い年齢が50歳から55歳に引き上げられる。また、従来は、企業年金加入者は、離職しない限り年金を受給することができなかった。しかしながら、2006年4月からは、同一事業主の元でフルタイム又はパートタイムで働きながら年金の全部又は一部を受給することが制度上可能となった。

(3) 失業者給付制度

a 失業保険制度(拠出制求職者給付)

(a) 制度の概要

失業者に対する給付には、国民保険を支払っていた者に給付される拠出制求職者給付(Contribution-based Jobseeker's Allowance; JSA)と、国民保険による給付ではなく、ミーンズテスト(資力調査)に合格し

ステークホルダー年金

ステークホルダー年金は、毎年の保険料拠出に上限を設けるとともに、管理手数料に上限(年金積立額の1%まで(最初の10年間は1.5%まで))を設け、中低所得者に加入しやすいものとした確定拠出型の個人年金である。2001年4月より実施されている。掛金は全額、税制上の所得控除となり、償還額は自動的にステークホルダー年金の積立金に入金される。また、キャピタルゲインについても非課税となっている。国家第二年金の適用除外を受ける場合でも国民保険料は国家第二年金の分も含む料率で労使とも払い込むが、後日、その分の償還額がステークホルダー年金の積立金に入金される。

当該年金は、政府が年金の枠組みや最低基準を設

定して、民間部門が運用を行う。加入者は50歳(2010年以降は55歳)から75歳までの間に積立金で保険会社から終身年金を購入する。したがって給付額は、積立運用の成績次第で決定される。また、退職前に給付金を引き出すことはできない。

これまで被用者向けの企業年金を設定していない、又は設定していても加入できない被用者が残っている事業主は、複数のステークホルダー年金商品を被用者に情報提供し、被用者が加入を希望した場合、保険料を天引き徴収し保険会社に支払う等の協力を行わなければならない。ただし、保険料について事業主が負担する義務はない。

た者に対して支給される非拠出制の給付(所得関連給付)である所得調査制求職者給付(Income-based JSA)がある。

ここでは、失業保険としての拠出制求職者給付について説明する。

(b) 根拠法令

求職者給付法(Jobseeker's Act 1995)である。

(c) 管理運営主体

雇用年金省が管理運営し、実際の給付は同省所管のジョブセンター・プラス^(注5)で受ける。

(d) 被保険者

対象者は、原則として18歳以上年金支給開始年齢(男性は65歳、女性は60歳)未満のイギリス居住者である(ただし、16歳及び17歳の者については例外がある)。

(e) 財源

労使の負担する国民保険料及び国庫負担が財源である。

ア 保険料

被用者の国民保険の保険料については、老齢年金の第1種保険料(3(2)a(e)ア(7))の項を参照されたい。

イ 国庫負担

原則なし。ただし政府は、給付財源が不足する場合には、給付に要する費用の17%までの国庫補助を行うことができる。

(f) 受給要件

受給要件は次のとおりである。

ア 職業に就いていないこと又は収入のある仕事に週平均16時間以上従事していないこと

イ 就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること

ウ 過去2年間のうち1年間、保険料を納付していること

エ パーソナル・アドバイザー^(注6)との間で求職者協定(Jobseeker's Agreement)を締結し、2週間に1度

ジョブセンター・プラスに来所すること

オ 現在フルタイムの教育を受けていないこと

なお、自主的に早期引退した者は、これらの要件を満たしても受給できないことがある。また受給する場合でも、企業年金や個人年金を週50ポンド以上受給している場合は、50ポンドを超える年金額1ポンドにつき1ポンド求職者給付が減額される。

(g) 給付内容

給付額は、受給者の受給開始時の年齢により、18歳未満の者は週34.60ポンド(約6,933円)、18～24歳の者は週45.50ポンド(約9,117円)、25歳以上の者は週57.45ポンド(約11,511円)と定められている(2006年4月現在)。週50ポンド(約10,019円)を超える年金を受給している場合には、求職者給付の受給額が減額される。

給付期間は、最大182日(26週)である。

(h) 給付実績等

2005年2月における拠出制求職者給付のみの受給者は約15万3,000人、所得調査制求職者給付のみの受給者は約60万5,100人、両方を併給している者は約1万5,000人である。求職者給付受給者の総数は約77万3,100人である。

b 補足的な失業者扶助制度(所得調査制求職者給付)

(a) 制度の概要

求職者給付のうち、所得調査制求職者給付は、失業保険と公的扶助との中間的な性格を有する。元々は所得補助^(注7)制度の一部であり、対象者、給付内容等は現在でもおおむね共通である。両者の違いは、受給者が就労可能であるか否かである。就労が可能でない者は所得補助の対象となるが、そうでない者は所得補助を受給することができず、求職者要件を満たした場合に所得調査制求職者給付を受給することとなる。

(b) 根拠法令

求職者給付法(Jobseeker's Act 1995)である。